

東洋學報

第拾貳卷第貳號

大正十一年六月

慈覺大師の入唐紀行に就いて(第二回)

岡田正之

第二 會昌廢佛の始末

會昌の外教排斥は、支那に於ける宗教界の一大厄運で、摩尼教の如き景教の如きも、皆廢止されたのであるが、取分け普及の廣きだけそれだけ打撃も大きかつたのは佛教である。古來支那の佛教に三武一宗の厄あると稱せられてゐる、即ち魏の太武帝と、後周の武帝と、唐の武宗と、五代の周の世宗との廢佛を云つたものであるが、其の中でも唐の武宗の排斥は最も甚しかつたものと思ふ。大師は佛教家の一人として、恰も長安に留りて、此の一大厄運に遭遇したのであるから、其の記載も最も委曲を極めた譯である。舊唐書及び資治通鑑には、廢佛の事實は見えてゐるが、大綱に過ぎない。佛祖通載に、舊史唐書武宗紀著除龍釋氏始末甚詳とある。成程舊唐書には佛教に關する事を多く載せ、武宗の廢佛の如きも、夫の新唐書が

慈覺大師の入唐紀行に就いて

第二卷

一四七

一種の偏見に因りて佛教の事を削り去り、武宗紀の會昌五年（一五〇五）の條も單に「八月壬午〇七 大毀佛寺、復僧尼爲民」とあるのみに比ぶれば、頗る詳な方である。然しこれも比較的の事で、其の實は「甚詳」といふ評語は當らない。又佛教の歴史ともいふべき僧史略でも、佛祖統紀でも、佛祖通載でも、廢佛の紀事が皆簡短なものである。故に從來の史傳では、會昌廢佛の真相を盡すことが出来ない。然るに確實詳密な新史料を與へたのは、實に大師の巡禮記である。今其の原因や狀況として書かれたこと、并に結果とも見るべきことを記されたことを述べやうと思ふ。

原因 會昌廢佛の原因を述ぶるに先だちて、會昌以前に於ける佛教の事に就いて、一言せなければならぬ。一體唐代は佛教隆昌の時代である。高僧碩徳が多く出て、幾多の宗派も興り、上下都鄙の別なく、佛教は全國に瀰蔓した。従つて弊害も伴ひ生じて、不行跡の僧侶も尠くない、或は名を僧籍に置きて商業を營む賣僧もあれば、身を法衣に包みて虚榮を貪る徒食者もある。甚しきは富戸強丁の租税を逃れ夫役を避けん爲に、剃髮出家するものも多きことである。唐初より既に此等の弊があつたから、高祖は僧侶道士を淘汰し、寺院道觀を制限したのである。其の時の高祖の詔に、有猥賤之侶、親自尊高、淨墮之人、苟避徭役、妄爲剃落、託號出家、嗜欲無厭、營求不息、出入閭里、周旋閭閻、驅策畜產、聚積貨財、耕織爲生、估販爲業、事同編戶、迹等齊人。進違戒律之文、退無禮典之訓。至乃親行劫掠、躬自穿窬、造作妖訛、交通豪猾、每罹憲網、自陷重刑。（唐書高祖紀）の文がある。如何に似て非なる僧の種類が多かつたかは分

る。玄宗の時に佛僧道士を掩匿して姦詐をなすことを禁じ、また州縣の官に命じて僧道の戒律を守らざるものを捉へしめ、將た佛寺を澄清する詔を發した事もある。(全唐文) 舊唐書に據るに玄宗の開元二年(一三七四)正月姚崇の上言に因りて僧尼を檢責し偽濫を以て還俗せしめたものは二萬餘人もあつた。(舊唐書武宗紀姚崇傳) 憲宗も元和二年(一四六七)の南郊の時の大赦文に「天下百姓不得冒爲僧尼道士以避徭役。其創造寺觀廣興土木者舉勅處分」とあり。(全唐文) 憲宗集○佛祖統紀の元和二年の條に三月詔曰男丁女工耕織之本。其百性有徭徭役冒爲僧道而無出家之事業者所在有司科斂之と見ゆ。(其) 玄宗の時に僧尼を制限淘汰したことあつた。其の詔にも「丁壯苟避於征徭孤窮實困於誘奪」といひ「一夫不耕人受其飢一女不織人受其寒。安有廢中夏之人習外夷無生之法」と云つてある。(全唐文) 要するに高祖以來の僧侶淘汰の理由は僧侶の不行跡と不生産的人民の増すこと徭役租税を逃るるもの多きとに原因し來たもので佛敎其のものを排斥したのではない。尤も廢佛論者がない事はない。高祖の時に於ける傳奕が請廢佛法表の如き(全唐文) 傳奕集) 憲宗の朝に於ける韓愈が諫佛骨表の如きは全く儒敎の立脚地から佛敎攻撃をしたものの著名なものである。然し行政處分の上に見れた主要な理由は僧侶の風紀問題と國家經濟の政策とから來たものである。

處で會昌の廢佛は風紀の點もあり、國家經濟の關係もあらうが其の最大原因は道敎と佛敎との衝突に歸せなければならぬ。此の最大原因は分ちて二種となすことが出来る。

第一は武宗の君臣は熱心なる道敎信者であつた事である。第二は道士の輩が力を極めて佛敎を排毀した事である。大師の巡禮記は明に其の事に叙及してゐる。先づ第一の實證

を擧ぐれば會昌四年(一五〇四)四月の條に、

今上宗武偏信道教憎嫉佛法不喜見僧不欲聞三寶長生殿內道場自古已來安置佛像經

教抽兩街諸寺解持念僧三七人番次差入每日持念日夜不絕今上令焚燒經教毀拆佛像
起出僧衆各歸本寺於道場內安置老君之像令道士轉道經修諫道術

と書いてある。此は武宗が道佛二教に對する態度を示したもので、佛教廢毀の原由も亦此に外ならないのである。一體武宗が道教を信仰してゐたことは藩邸に在つた時から即位の年即ち開成五年(一五〇〇)の秋に武宗は道士趙歸真等八十一人を召し三殿に於て九天道場を建て親しく法籙を受けてゐる。又會昌投龍文に武宗が自ら承道繼元昭明三光弟子南嶽炎上真人と稱してゐたこと(全唐文紀事)などを見て明白であるが、大師の巡禮記の文は更に具體的證明を與へたものである。

當時の宰相たる李德裕も道教歸依者の一人であつた。嘗て茅山の崇玄觀の南に老君殿を造りて老君と孔子と尹真人との三像を祀つたことがあるが、其の時李德裕の述べた三聖記には自ら玉清元都大洞三弟子と稱してゐる。(全唐文紀事に、右茅山三像記李德裕撰、德裕自號唐文李德裕集に從ふ)又李德裕の上つた賀廢毀諸寺德音表や、武宗の爲に作つた祈祭西嶽文を見たらば、正しく道教を信じて佛教を嫌つたことが知られる。尤も李德裕は武宗ほど甚しくはない。廢佛の精神も多少國家經濟の上からも來て居るやうに思はれる。敬宗の初年(一四八四)に浙西觀察使となつてゐた頃、徐州節度使王智興が僧尼の戒壇を置き度牒を賣

つた事を論奏し、江淮以南失郤六十萬丁。此事非細。繫於朝廷法度。など云つてゐるやうに(舊唐書李德裕傳)僧侶の濫製偽造は國家の一大損耗であると豫ての持論であつたらしい。それ故會昌の廢佛に何等かの關係あつたらうと思つてゐたが、果して其の實證を大師の巡禮記中に見出した。

三月三日、李宰相聞奏僧尼條流會昌二年の條にあり。全文は下に收む。

といふのである。李宰相とあるは李德裕の事であらう。此の頃李紳も宰相を拜命してゐた時であるから、或は德裕と斷ずることが出来ないとの疑を挾む人もあらうが、然し宰相の首席は李德裕である。且つ又前年十二月八日の條に、李德裕宰相及勅使云々の語あるから、此處の文は某の名を略したものであらう。殊に李紳の淮南節度使から榮轉して中書侍郎同中書門下平章事となつたのは、此の年の二月十二日で、權判度使に補せられたのは三月の朔日であつた事は新唐書の武宗紀及び宰相表に見えてゐる。舊唐書は李紳の宰相となつた事を會通鑑も其の説を取ら。然し李紳が長安に著いたか否かも分らぬ位に就任の日の淺いのであるから、首相の李德裕を差置いて僧尼の事を聞奏したとは思はれず。若し果して李紳であつたならば、新宰相の事であるから大師も明に其の姓名を書したであらう。現に此の年の十月の條に「准宰相李紳聞奏」と記してある。此等の事から考ふれば、李宰相は李德裕であるに相違ない。

然れば會昌當初の廢佛主張者は獨り武宗のみではなくて、李德裕も發頭人として武宗の

志を翼賛したものであることは顯然たるものがある。是れ廢佛の原因を武宗の君臣の道教信仰に歸せなければならぬ譯である。

第二は道士が佛教を排毀したことである。由來異教同士が互に誹り合ふことは、普通の事である。それ故に則天武氏の制を稱した頃にも、僧と道との毀謗を禁じた制が出て、佛道一教同歸於善、無爲究竟皆是一宗。比有淺識之徒、競生物我、或因懟怒、各出醜言、僧既排老、道士乃誹謗佛法、更相訾毀、務在加諸人」と述べてある。必ずしも會昌の時のみではないが、會昌の時は殊に甚しきものがあつたのである。舊唐書の武宗紀の會昌四年（一五〇四）三月の條に

以道士趙歸眞爲左右街道門教授先生。時帝志學神仙師歸眞。歸眞乘寵每對排毀釋氏言非中國之教、蠹耗生靈、盡宜除去。帝頗信之。

ともありて趙歸眞の誹謗は武宗をして佛教を嫌ふ念を増さしめた。處が大師の巡禮紀に據れば、趙歸眞等の一輩は單に佛教を非難するばかりでなく、更に豫言的の圖讖を引いて佛僧の將來の實に畏るべく惡むべきものなることを思はしめたのである。大師の記す所は左の通である。

道士奏云、孔子說云、李氏十八子昌運方盡、便有黑衣天子理國。臣等竊惟黑衣者是僧人也。皇帝受其言、因此憎嫌僧尼。意云、李字十八子爲今上、當第十八代、恐李家運盡、便有黑衣奪

位歟。○會昌三年四月の條。

道士の引いてゐる孔子説は名を孔子に假りた圖讖であるが何人の手に成つたのか知るべからざるも、武宗が平生信仰せる道士の口より、此の革命奪位の豫言を聞いたのであるから、如何に戰慄寒心したかは、想像するに難くない。

抑、此の如き豫言的の圖讖は、漢魏六朝の時代より盛んにして、隋末唐初にも行はれ、隋の方士安伽陀が「李氏當爲天子」の讖文を引き、煬帝に勸めて李を姓とするものを誅せしめ、李渾の一族三十二人が殺されたことは、隋書の李渾の傳に見えて著名な事實である。唐の高祖李淵の起つた時も、人々より圖讖を引かれた、夫の妻寂が高祖に上つた勸進表に「名合天淵、姓符桃李」とか、八井深水之圖讖、堂堂李樹之謠歌、など云つてあるのは、(舊唐書裴寂傳、全唐文)豫言信仰の思想を表してゐる。現に李德裕が牛僧孺の作つた周秦行紀を攻撃した文中に、僧孺は自ら國家受命の讖に應じたとして、異志を懷き奇怪な行爲をなせしを誣つてゐる。其の讖文は、首尾三鱗六十年、兩角犢牛恣狂、頭龍蛇相鬪、血成川といふのである。(全唐文李德裕集周秦行紀論)此の通會昌時代にも豫言が流行信用せられたのであるから、道士が孔子説を引いて佛氏を毀斥したのは、武宗をして痛く僧侶を憎ましめた有力なる材料となつたのは、争ふべからざることで、此の孔子説の事も従來の史傳に見ることを得ざる新事實である。

以上の事由に困り余は、會昌廢佛の主要な原因は、全く道教と佛教との衝突より起つたもので、大師の巡禮記が之が證明を與へたものであると信ずるのである。

狀況 會昌の廢佛の始末を述ぶるに就いては、先づ舊唐書などが如何に記載してゐるか

を掲げ、然る後に巡禮記の記す所に及んだ方が對照上得失の跡が瞭然になるであらうと思ふから、其の順序に従つて述べやう。

舊唐書武宗紀の武宗即位の年即ち開成五年（一五〇〇）九月の條に、

帝在藩時頗好道術修攝之事。是秋召道士趙歸真等八十一人入禁中於三殿修金籙道場。

帝幸三殿於九天壇親受法籙。右拾遺王哲上疏言王業之初不宜崇信過當。疏奏不省。

とあり。翌年即ち會昌元年（一五〇一）六月の條に、

以衡山道士劉玄靖爲銀青光祿大夫充崇玄館學士號廣成先生令與道士趙歸真於禁中修

法籙。左補闕劉彥謨上疎切諫。貶玄謨爲河南府戶曹。

とある。資治通鑑には會昌元年六月の條に、上命道士趙歸真等於三殿建九天道場親授法籙。

右拾遺王哲上疎切諫。坐貶河南府士曹と叙し、考異に實錄道士趙歸真等八十一人於三殿建

九天道場。帝親傳法籙。右拾遺王哲上疎請不度進士明經爲道士不從。又上書諫求仙事詞

甚切直。貶河南府士曹參軍。舊紀以衡山道士劉玄靜爲崇玄館學士令與道士趙歸真於禁中修

法籙。左補闕劉彥謨切諫。貶彥謨河南府戶曹。實錄去年九月己命歸真建道場親受法籙。

哲疏王業之始不宜崇信過篤至此又有此事與舊紀劉彥謨事相類。今從實錄と辯じて居る。

然し舊唐書の開成五年と會昌元年との兩年に於て法籙を修めた事を否定する程の有力な

説とも思はれない。孰れにしても道教を崇ぶ行爲の裏面には佛法を斥くる意味が籠つて

ゐらうが會昌三年（一五〇三）の終までには表面上に廢佛の紀事に接しない。然るに舊唐書會

四年(一五〇四)正月の條に、

救齋月斷屠出於釋氏。國家創業猶近梁隋卿相大臣、或沿茲弊。鼓刀者既獲厚利糾察者
潛受請求。正月以萬物生植之初、宜斷三日、列聖忌斷一日、仍準開元二十二年九^〇一^三救三元
日各斷三日、餘月不禁。

と見えてゐるのは廢佛の一端を示した紀事の始である。唐會要の斷屠釣の條に、會昌四年
四月中書門下奏。正月五月九月斷屠。伏以齋月斷屠出於釋氏。緣國初風俗、猶近梁陳、卿相
大臣頗違此務、又弛禁不一。只斷屠羊、宰殺驢牛、其數不少。鼓刀者坐獲厚利、糾察者皆受賄財。
比來人情共知此弊。臣等商量、正月一歲之首、萬物生育之初、請起元日、斷三日、每遇列聖忌日、斷
一日。國家崇元祖之道、竭嚴奉之誠、既以廣闡其風、即須參用其教。仍望准開元二十二年十月二
十日勅、正月七月十月三元日、各斷屠三日。餘望並停。緣斷屠日數既少、法令所宜畫一。望委御史
臺、別條流聞奏。從之。とある。此中書門下の上奏文があつたから、斷屠の制限を緩めた敕
書が出たのであらう。然るに勅書は正月にあり、上奏文が四月にあるのは前後を顛倒した
事である。會要の四月とあるのは正月の謬であらう。巡禮記も丁度二月の條に

宰相李紳李德裕奏、停三長月、作道士教、新定三元月、正月上元、六月中元、十月下元。唐國恒
式、三長月不許煞、今上則不然也。

と云つてあるのは緩斷屠の勅書があつたからであるとして見れば、中書門下の上奏も正月
であつた事は疑ない。佛祖統紀に、四年正月上、以齋月斷屠出、自釋教嫌之、勅今後唯禁歲旦三

元日國忌日」と叙してゐるのは其の實を得て居る。佛祖通載は舊唐書に據りながら會昌三年に繋げてゐるのは全然誤謬である。

舊唐書の武宗紀は此の年三月の條に左の事を記してゐる。

以道士趙歸眞爲左右街道門教授。時帝志學神仙師歸眞。歸眞乘寵每對排毀釋氏言非中國之教蠹耗生靈。盡宜除去。帝頗信之。

廢佛の紀事は漸く鮮明になつて來たのである。然し道士の攻撃、武宗の意向だけで未だ廢毀の實行とまでは行かなかつた。

會昌五年(一五〇五)に至ると始めて還俗拆寺の事が一時に厲行せられたやうに書かれてある。舊唐書の武宗紀に、

五年春正月己酉朔敕造望僊臺於南郊壇。時道士趙歸眞特承恩禮。諫官上疏論之延英。歸眞自以涉物論遂舉羅浮道士鄧元起有長年之術。帝遣中使迎之。繇是與衡山道士劉玄靖及歸眞膠固排毀釋氏而拆寺之請行焉。

とあり、尋て宰臣等が文武百寮を率ゐて武宗に仁聖文武章天成功神德明道皇帝の徽號を上り、辛亥の日即ち正月三日に武宗が郊廟の禮を行ひ天下に大赦した事が簡短に舊唐書の武宗紀に見えてゐる。巡禮記にも此の築臺郊天の事が詳に書かれてあるが、それは後に載せることにしやう。全唐文に此の時の大赦文を收め、加尊號後郊天赦文と題してある。其の文中には廢佛の事に及んでゐる。

京師佛刹相望、其數已多、既臨康莊、足壯都邑。逆緣疏理僧尼、訪問大寺、房院半已空閒。其坊內小寺、或產業素貧、或殿宇摧毀、僧數既少、不足住持、併合同居、事從簡當、委功德使條疏、各具去著名額奏聞。其所拆寺僧尼、如行迹非違、不守佛之禁戒者、亦宜揀選、勒令遷俗、仍依前勅處分、兼具數聞奏。其餘僧尼、即令移入側近大寺、有房院居住。又京城諸市、亦不盡有產業、就中即有富寺、今既疏理僧尼、兼停修造、所入厚利、恐皆枉破。委功德使、檢實富寺、邸店多處、除計料供常住外、贖者便勒貨賣、不得廣占求利、侵奪疲人。所去不均之患、冀合哀多之義。又諸州府所申遷俗僧尼、已有定額。若無私度、日當減耗。諸道每至年終、各具見在僧尼數、申省、其續有死亡及犯事還俗、并分析申報。本司磨勘奏聞。如聞兩浙宣鄂潭洪福三川等道、緣地稍僻、姑務寬容、僧尼之中、尙多踰濫。委長史更加揀。其有年少無戒行者、雖先在保內、亦須沙汰。

と勅せられてある。流石は當時の古文書である。五年正月三日の文に「近緣疏理僧尼」とか「所拆寺僧尼」とか、仍依前勅處聞」とか「諸州府所申遷俗僧尼」とか「僧尼之中、尙多踰濫」とか云つてあるのは、少くも會昌四年若しくは四年以前より拆寺還俗の事の起り、將た之に關する勅書も出てゐたことは明らかである。然るに從來の史傳には記載されてゐない。舊史家は文中に月日の見えないから注意を拂はなかつたのであらうか、それとも全く此の文を知らなかつたのでもあらうか、寧ろ怪むべき位である。

四〇月〇〇〇〇と僧尼檢括の始つた事が舊唐書の武宗紀に見える。

夏四月、勅、祠部檢括天下寺及僧尼人數。大凡寺四千六百、蘭若四萬、僧尼二十六萬五百。

○實治通鑑は、五月に繫く。新唐書食貨志に、五百を五千に作る。唐會要及び通鑑は舊唐書に同じ。

七月に至りて佛寺の廢合僧尼の還俗等の勅が出た。舊唐書の武宗紀に其の事を一處に

纏めて左の如く類叙してある。

秋七月庚子、○舊唐書校勘記に、秋七月庚子沈氏炳雲云、是月無庚子。張氏宗泰云、七月丙午朔、無庚子。而上下から二十五日は庚午に當る。午と子とは字形が相似てゐるから。誤つたものである。沈氏の二氏は深く考へなかつたのであらう。勅併省天下佛寺。中書門下條疏

聞奏。據令式諸上州國忌日官吏行香於寺、其上州望各留寺一所、所有列聖尊容、便令移於

寺內、其下州寺並廢、其上都東都兩街請留十寺、僧十人。敕曰、上州合留寺工作精妙者、

留之、如破落亦宜廢毀。其合行香日官吏宜於道觀。其上都下都每街留寺兩所、留僧三

十人。上都左街留慈恩薦福、右街留西明莊嚴。中書又奏、天下廢寺銅像鐘磬委鹽鐵使、使

鑄錢、其鐵像委本州爲農器、金銀鍮石等像鎖付度支、衣冠士庶之家、所有金銀銅鐵之像、敕出

後限一月納官。如違、委鹽鐵使、依禁銅法處分。其木石等像、合留寺內依舊。又奏、僧尼不

合隸祠部。請隸鴻臚寺。其大秦穆護等祠、釋教、既已釐革、邪法不可獨存。其人竝勒還俗、

遞歸本貫、充稅戶。如外國人送還本處收管。

此に記された事は、當時の文書實紀に本ついたのであるから、事實上無論錯誤がない。然し前後の事を此の七月の條に纏めて書いたものであらう。現に銅鐵の佛像を鹽鐵使に委する勅のあつたのは、六月の事であることは、巡禮記に明記されてゐる所である。故に此に

列記されてゐる事實は編纂の便宜上一括して書いたものであらうと思ふ。又長安及び各地方に留めらるべき寺院僧侶の數は資治通鑑の考異に引かれた實錄に詳で、舊唐書の略を補ふことが出来る。

中書門下奏請上都東都兩街各留寺十所、每寺留僧十人、大藩鎮各一所、僧亦依前詔。勅上都東都、每街各留寺兩所、每寺僧各留三十人。中書門下奏奉敕諸道所留僧尼數、宜令更商量分爲三等、上至二十人中、至十人、下至五人。今據天下諸道共五十處、四十六道。○通鑑の考

凡五十六州、四十一道、今云五合配三等。鎮州、魏博、淮南、西川、山南、東道、荆南、嶺南、汴宋、幽州、東川、鄂、十處、四十六道、誤也といふ。

嶽、浙、西、浙、東、宜、歙、湖、南、江、西、河、南、府、望、每、道、許、留、僧、二、十、人、山、南、西、道、河、東、鄭、滑、陳、許、潁、磁、鄆、曹、徐、泗、鳳、翔、兗、海、淄、青、滄、景、易、定、福、建、同、華、州、望、今、每、道、許、留、十、人、夏、桂、邕、管、黔、中、安、南、汝、金、商、州、

容、管、望、每、道、許、留、五、人。一、道、河、中、已、勅、下、留、十、三、人。○通鑑の考異に杜牧の杭州南亭記及び唐時石刻を引き留められた寺院僧侶の數に異同

あることを述べ、實錄に從ふと云つてある。

八、月、の、壬、午、即、ち、七、日、に、至、り、（壬午は通鑑に據る）武、宗、は、詔、を、下、し、て、佛、教、の、弊、害、を、陳、べ、て、中、外、に、宣、告、し、た、が、其、の、文、中、に、廢、毀、せ、ら、れ、た、寺、院、還、俗、し、た、僧、尼、又、は、沒、收、せ、ら、れ、た、良、田、奴、婢、等、の、總、計、を、舉、げ、て、

天下所拆寺四千六百餘所、還俗僧尼二十六萬五百人、收充兩稅戶、拆招提蘭若四萬餘所、收膏腴上田數千萬頃、收奴婢爲兩稅戶十五萬人。隸僧尼屬主客、顯明外國之教。勸大秦穆護祓三千餘人、還俗、不、襍、中、華、之、風。（舊唐書武宗紀、全唐文）

とある。幾くもなく又僧侶の數を減ぜられた事が通鑑に見えてゐる。

尋又詔東都止留僧二十人諸道留二十人者減其半留十人者減三人留五人者更不留。

是で愈終局を告げた譯である。以上は舊唐書等の從來の史傳に載せられてゐる處で、會昌の廢佛は四年頃から始つたやうに記されてあるが、大師の巡禮記に據れば、決して四年に始つたものでない。武宗の即位の年より起り、漸次歩武を進め、其の間に幾多の曲折波瀾あり、五年に至りて其の極に達したのである。此より巡禮記に見えたる事を年代順に録して來由を明にしたい。

會昌元年(一五〇二)此の年は廢佛の第一年とも云ふべきである。正月に武宗は僧侶の俗講を命ずると同時に、道教の講義をも開かしめた。

勅於左右街七寺開俗講。左街四處○中略、四處は資聖寺、保壽寺、善提寺、景公寺。右街三處○中略、三處は會昌寺、慈日寺、崇福寺。又勅開講。

道教左街令勅新從劍南道召太清宮內供奉矩令費、於玄真觀講雨花等經。右街一處未得其名。竝皆奉勅講。從大和九年以來廢講。今上新開。正月十五日起首、至二月十五日罷。

文宗の大和九年(一四九五)以來廢せられてゐた道教の俗講の再興は佛教排斥の端緒である。

六月十一日、今上降誕日、於內裏設齋。兩街供養大德及道士集談經。四對論議。二個道士賜紫釋門大德、愍不得著。

紫服の賜は本と僧道優待の意に出てゐたものである。然るに今道士には之を賜ひ、僧侶には着するを許さずとは何たる侮辱ぞ。此の差別的待遇は廢佛意思の外に閃いたものとも謂ふべきである。

會昌二年(一五〇二) 此の年は廢佛の第二年である。漸く鋒鏖を行政の上に見はしてきた。

三月三日、李相聞奏僧尼條流。勅下、發遣保外無名僧、不許置童子沙彌。

〔案〕 唐代の官府語に、條流、條疏、條錄、條理、條陳、條貫等の語あり、其の最も多く見ゆるのは、條流と條疏との二語である。條流の流の字義は詳でないが、其の用例に就いて考ふるに條項を定めて事物を整理する義で整理といふ中に、或は制限或は淘汰の意を含んでゐるやうに思はれる。例へば、條流聞奏とか、條流簡省とか、條流等第聞奏とか、條流分析聞奏とかとあるのは、動詞として使つたもので、諸條流とか、從前條流とか、具條流聞奏とかとあるのは、名詞として用ひられたもので、孰も當時の詔勅赦文に散見してゐる。唐撫言にも條流進士の語がある。條疏は古人は疏布也と註し、事實を布陳する義となしてゐるから、條項を擧げて事實を布陳することを條疏といふのである。是は一般で知られてゐる語であるから、例を引くまでもない。

流と疏とは字形が相似てゐるから、往々混同せられる事がある。舊唐書の文宗紀に、揚嗣復對奏の語中、徒有糜費、請欲條疏とあるを、冊府元龜に之を引いて條流に作

り、又武宗紀の毀佛寺勒僧尼還俗制の中に「條疏至當、宜在必行」とあるを、文苑英華及び全唐文は條流に作てある。竝に條流に作つた方が原文の意を得てゐるやうに思はれる。大師の巡禮記にも前後に散見し、明白に條流と書かれてあるを、世の刊本は盡く改めて條疏となしたのは、武斷を免れないから、此に一言辯じ置く次第である。

唐代に僧侶に關する制度に保と稱するものがあつて、内外に分たれてゐた。保外の語は巡禮記に見え、保内の語は武宗の加尊號後、郊天赦文に見えてゐる。(赦文は前)其の組織規程は詳でないが、外國僧は保外であつた事だけは確である。右に掲げた三月三日の條は、宰相李德裕が僧尼の條流を聞奏したのに因り、武宗は敕を下して保外に屬する内地の無名僧をそれぞれ本寺より逐ひ立て、又童子の沙彌を置くことを禁じたのである。是が會昌廢佛の第一着手とも謂ふべく、實に會昌二年三月三日の事である。

かくの如く内地の無名僧は發遣せらるることとなつたが、同じく保外に屬する外國僧は廢遣するに及ばぬ事となつた。當時長安在住の僧侶を管理するものは、左右街の功德使で、其の下に左右街功德使巡院あり。仇士良は左街の功德使で、巡院には知巡押衙監察侍御史趙鍊、又は行押衙知巡何公貞などいふ人がゐた。巡院よりは何公貞の名を以て外國僧に對して三月五日に左の文書を發した。

巡院轉帖 興善青龍資聖三寺

外國僧三藏等

右奉軍容土良丸處分。前件外國僧并仰安存、不得發遣者。事須轉帖。各仰准此處分訖報者、准狀轉帖者。

會昌二年三月五日 押衛知巡何公貞

三月十日に至りて巡院よりは更に大師等へも文書が到來した。

巡院帖 資聖寺

日本國僧圓仁并弟子惟正惟曉行者丁雄萬等

右奉使狀得狀令發遣保外客僧出寺。其圓仁等未敢專擅發遣。奉軍容處分不用發遣。依前收管者。准狀帖。巡者帖寺、仰准使帖處分者。

會昌二年三月十日帖 押衛知巡何公貞

此兩文書は廢佛當初に於ける當局者が如何に保外の外國僧を取扱ひしかを徵する事が出来る。

五月廿五日に至りて外國僧の藝業調をなした。

巡院帖 揚化團

當團諸寺應有外國僧等

右奉使帖勸從何國來、及到城年月、兼住寺并年幾。池田本に幾の下に許の字あり解何藝業、具名申上者、事須帖團。仰速折狀通功待申上、不得遲速者。准狀帖團者。

慈覺大師の入唐紀行に就いて

會昌二年五月廿五日

押衙知巡何○池田本何の下に
公貞の二字あり。

右の帖に對して、大師は翌廿六日左の返牒を呈出した。

資聖寺日本國僧圓仁

年五十解
誦法花經

弟子僧惟正

年三
僧惟曉
解法花經

奉帖勸從何國來

及到城年月

兼住寺拜年幾

○池田本幾の下
許の字あり

解何藝業等天

右圓仁等爲抄瀉關本經論流傳本國去開成三年七月隨日本國朝貢使來到揚州去開成五

年八月廿三日到城奉使牒權寄住資聖寺聽學謹具如前謹牒牒件狀如前謹帖

會昌二年五月廿六日

日本國僧圓仁等謹牒

以上掲げ來た文書は、事件の實證となるのみならず、文書其の物の形式も、大に古文書學上參考の價値を有するものである。

五月廿九日に長安左右街の内供奉僧の定員を減じ六月十一日の降誕齋に僧道の御前論議あつたが、去年と同じく僧侶のみは紫服を著ぐることを許さなかつた。

五月廿九日有勅停内供奉大德兩街各廿員

六月十一日上德陽日大内降誕降齋

○池田
本上の

上に今の字あり、謎の下
の降の字恐らくは衍兩街大德對道士御前論議道士二人得紫僧門不得著紫

かくて十月九日に至り一大鐵槌とも謂ふべき淘汰整理の敕書が下つた。

十月九日勅下天下所有僧尼解燒練(鐵)術禁氣背軍身上杖痕烏文雜(巧)工功會犯淫養妻不修

戒行者竝勸還俗苦僧尼有錢物及穀田地庄園收納官如惜錢財情願還俗(者)玄亦任(竝)書刊

行會本に玄亦任恐亦任意之誤との考あれども恐ら
くは玄は者の字の託任は竝の字の託であらう。勸還俗充入兩稅徭役勅文在別

惜いことに此の敕文は存してゐない。敕文の日附恐らくは十月七日で、九日に公布せられたものであらう。下文に引いた巡禮記の文中に十月七日の敕とあるのは、即ち是であらうと思ふ。完全な文は見ることが出来ないが、巡禮記の文に據つて大要は知られる。

還俗すべき條件として書かれてある事は、夫の三武一宗の一人たる周の世宗が寺院を建て、僧尼を度することを禁止した詔に、陶汰制限すべき條件として挙げたものと相似てゐるものがあるから、先づ世宗の詔書中の文を引いて参考に供したい。即ち、漏網背軍之輩、苟刺削以逃刑、行姦爲盜之徒、託往持而隱惡、とあり、又、曾有罪犯遭官司刑責之人、及棄背父母、逃亡奴婢、姦人細作、惡逆徒黨、山林亡命、未獲賊徒、負罪譖竄人等、竝不得出家剃頭、ともあり、又、僧尼俗士、自前多有捨身燒臂、鍊指、釘截手足、帶鈴挂燈、諸般毀壞身體、戲弄道具、符禁、左道、妄稱變現、還魂坐化、聖水、聖燈、妖幻之類、皆是聚衆眩惑流俗、今後一切止絶、如有此色人、仰所在嚴斷、遞配邊遠、仍勒歸俗、其所犯罪重者、準格律處分、ともある。(全唐文周)若し武宗の敕文が現存してゐたならば、周の世宗の詔と相比較して、今一段明瞭になることもあつたであらう。然し巡禮記に其の大要だけでも記されてあることは、研究者に取りては、誠に幸な事であらう。全く亡びたるに勝ることが萬々である。

さて武宗の還俗條件の燒鍊とは、世宗の詔中の臂を燒き指を鍊るの術をいひ、咒術、禁氣とは、即ち詔中に見える符禁、左道の事、で、祈禱マジナエの種類をいつたものであらう。背軍は當時の官府語で、前蜀主王建の郊天改元、赦文にも「逃走背軍」と見え、(全唐文前蜀)唐會要の逃戸

の條に、證聖元年の李嶠の上表文を載す。其の中に、天下之人流散非一、或違背軍鎮、或因緣逐糧荷免歲時、偷避徭役の語がある。背軍は軍鎮に違背して僧侶となつたものゝ事である。身上杖痕とあるは罪を犯して杖刑を受け、身上に打撲の痕跡を存するもので、世宗の詔に所謂曾有罪犯遭官司刑責之人とある類で、今日の語を以て之を言へば、前科ものゝ事である。烏文の義は不明である、誤字ではあるまいか、或は上句に屬し文身の義に取られぬでもない、或は下句に屬し雜工功の形容詞とも見られぬでもない、孰れにしても疑はしい。雜工功の功は巧の假借である、工巧も當時の語で、現に武宗の詔に、非工巧之徒の語あり、李德裕の狀に、竝是尋常百姓、竝非工巧の文がある、又五代史の吳越世家に、錢氏兼有兩浙幾百年、其人比諸國號爲怯弱、而俗喜淫侈、偷生工巧、とも見えてゐる。雜工巧とは種々の手仕事をする事とてあらう。曾犯淫養妻及び不修戒行者の事は説明を要せない。解燒鍊以下の條件に當る僧侶は、凡て還俗すべき事となつたのである。其の上に僧尼の所有してゐた財産、即ち錢物穀斗唐會要全唐文中に斛斗又は斛科に作る、巡禮記に田地主園は盡く沒收して官に納れる事とし、若し穀斗に作る穀斛相通じて用ゐたものであらう。それがいやならば、還俗させ、一般の人民と同様に兩稅徭役の義務を負はせることにしたのである。當時の僧尼に取つては、一大恐慌であるから如何に驚愕したかは思ひやられる。大武宗が此の條流の敕書を下して急に淘汰整理を行ふたのは、動機のあつた事である。大師は其の事を記し併せて僧尼の財産取調に關することも書いてゐた。

僧眩玄奏、自作劔輪、自鎮兵打迴鶻國、勅令彼僧試作劔輪、不成、又准宰相李紳聞奏、因起

此條流。其僧當誑勅罪准勅斬點。左右街功德使帖諸寺勸。隸僧尼財物准勅條流。天
下六同諸州府中書門下牒行日の後。十月九

〔案〕 敕罪より諸帝勸に至る十七字は、東寺本には、本紙の頁尾に細字を以て補書し、本文の誑の字と隸の字との中間に、小圓點を施して、其の間に入るべきものであることを示してゐるから、本文に書き込んだのであるが、是で文理が明に通ずるやうに思ふ。池田本には此の十七字ないのは全然誤脱である。

當時回鶻問題の盛んな時であつたので、眩玄は大膽にも劔輪の咒術を以て、敵國の降服を企て、遂に不成功に終つたのは、佛教反對者に排撃の新材料を與へた譯である。其の上に宰相李紳の條流の聞奏もあつたから、俄に此の淘汰整理の事が起つたやうに巡禮記に書いてゐるのは當時の事實を得たものであらう。

此に而白く感ずるのは、宦官仇士良の事である。彼は佛教信者であつたのであらう。今や此の條流の朝命に接し、敢然反抗を試みてゐるのは、權閥の常態を偲ばせる所がある。然し武宗の君臣の果斷は彼の容求を許さずして、姑く一百日内の猶豫を與へた。巡禮記に此の事を記して、

京城内仇軍容拒勅不欲條流。緣勅意不許且許請權停一百日內日の後。十月九
とある。文章は簡短であるけれども、善く廢佛事件を通じて、朝廷對宦官の反目を描寫したものである。

會昌三年(一五〇三) 此の年は廢佛の第三年である。此の正月は條流猶豫期限の終る時であつたから左右街の功德史は朝廷の嚴命に本づき各條流する所ありて其の結果の上奏に及んだ。左街の還俗僧尼は一千二百三十二人、右街の還俗僧尼は二千二百五十九人。長安城中一時に三千四百九十一人の僧尼が還俗したのであるから其の紛擾は思ひやられる。朝廷は更に又僧尼の蓄へてゐた奴婢に對しても制限を加ふる所があつた。

左街功德使奏准勅條流僧尼除年已衰老及戒行精確外愛惜資財自還俗尼 ○下文に據れば、俗の下僧の字を脱す。 共一千二百卅二人。右街功德使奏准勅條流僧尼除年已衰老及戒行精確外愛

惜資財自願還俗僧尼共二千二百五十九人。 從○東寺本に五の字を脱す今池田本に 奉勅左右街

功德使奏『准去年十月七日十六日勅條流令還俗僧尼宜依 ○此の下恐らくは誤脱あらん 其愛惜資財情願

還俗者各委本貫收充兩稅戶。向後諸道有如此色類並准此處分。所蓄奴婢僧許留奴一

人尼許留婢二人餘各任本家收管。如无家者官爲貨賣同衣鉢餘外資財收貯待後勅處分。

其僧尼所留奴婢如有武藝及解諸藥術等並不得留不得削髮私度。如有違犯網維知事

錄報官餘資產錢物等各委功德使自條流聞奏。』

會昌三年歲次癸亥正月一日

十七日功德使帖諸寺僧尼入條流內並令還俗。此資聖寺卅七人。十八日早朝還俗訖、右

街還俗僧尼共一千二百卅二人、右街還俗僧尼共二千二百五十九人。

〔案〕巡禮記の此の條は、錯簡誤脱あるやに思はる。第一は此に引いた起首の左街功

德使奏より自條流聞奏に至るまでの文は、二年の年末に見えてゐるけれども、三年正月十八日に記された還俗僧尼の數と同一の數を擧げ、殊に准去年十月七日十六日勅などの文ある所から考ふれば、三年の紀事に係かること疑なし。恐らくは本と三年正月の條に在つたのを傳寫の際誤つて二年の年末に混入したものであらう。第二は准去年十月七日十六日勅より自條流聞奏までは、文意を審にするに、上奏の文にあらずして、勅書の文である。故に准去年云云の上に在る奉勅左右街功徳使奏の文の前後には、何等かの誤脱があるのであらうと思ふ。

當時外國の僧侶に對して好意を有してゐたのは仇士良であつた。正月廿八日に左街の諸寺に留つてゐた外國僧を衙院に招いて親しく慰安を與へた。其の時會集したものは、南天竺の僧五人、北天竺の僧一人、獅子國僧一人、日本國僧三人、其の外新羅龜茲國等の僧にて總計二十一人であつた。

廿七日、軍容有帖喚當街諸寺外國僧。廿八日、早朝、入軍裏青龍寺、南天竺三藏實月等五人、興善寺北天竺三藏難陀一人、慈恩寺師子國僧一人、資聖寺日本國僧三人、諸寺新羅僧等、更有龜茲國僧、不得其名也。都計廿一人、同集左神策軍、軍容衙院喫茶、後見軍容。軍容親慰安存。當日各歸本寺。

其の後功徳使は還俗僧及び保外僧尼に關する牒を發した。

二月一日、使牒去僧尼已還俗者、輒不得入寺及停止。又發遣保外僧尼、不許住京入鎮內。

かくの如く僧侶は次第に壓迫せられたが朝官中にも奇禍に罹つたものがあつた。それは太子の詹事の章宗卿である。宗卿は内外の典籍を究めてゐた所から、涅槃經疏二十六卷を著し、尋で武宗に献上した。處が武宗は大に怒りて其の書を火中に付し、中書門下に詔して、草稿を取上げて盡く焼かしめ、其の上宗卿を成都府尹に貶謫したのである。巡禮記の六月十五日の條に、其の事が記されてある。

太子詹事章宗卿撰涅槃經疏廿卷進。今上覽已、焚燒經疏、勅中書門下、令就宅追索草本燒焚。其勅文如左。

勅、銀青光祿大夫守太子詹事上柱國花陰縣開國男食邑三百戶章宗卿、忝列崇班、合遵儒業。溺於邪說、是屬妖風。既開詿惑之端、全戾典墳之書。簪纓之內、頽靡何深。況非聖之言、尙宜禁斥。外方之教、安可流傳。雖欲色容、恐傷風俗。宜從左官、猶謂寬恩。可任成都府尹。馳驛發遣。

太子詹事宗卿進佛經涅槃經中撰成三德廿卷、奉勅大圓伊字鏡略廿卷、具已詳覽。佛本西戎之人、教張不生之說、孔乃中土之聖、經聞利益之言。而章宗卿素儒士林、此の句誤、衣冠望族。不能敷揚孔墨、翻乃溺信浮屠、妄撰胡書、輒有輕進。況中國黎庶、久染此風。誠宜共遏迷聾、使其反朴。而乃集妖妄、轉惑愚人。位列朝行、豈宜不自愧。字なし、今池田本に従ふ。其所進經內中已焚燒訖。其草本委中書門下、追索焚燒、不得傳之於外。會昌三年六月十三日下章宗卿の傳は新舊唐書に見えない又本條の事は他書中にも記されてゐないやうである。

全唐文に宗卿の文を收め、其の小傳に、宗卿、元和中、官侍御史、戸部員外郎、出爲益州刺史とあるのが盡されてゐない。收めた文は隱山六峒記の一篇である。此の巡禮記に書かれてある十三日の勅は、宗卿の官階事蹟を徵することが出来るのみならず、全唐文の遺漏を補ふに足るもので、武宗が如何に佛教に對して敵意を有してゐたかは、是だけにも知らるのである。

此の年の九月か十月頃の事であるが、不幸にも僧尼は愈、迫害を受けねばならぬ意外の事があつた。昭義の節度使劉從簡の後を承けて留後とならうとした劉稹の叛いた時、其の押衙たる薑孫は長安左街の平康坊に在る潞府の留後院に詰めてゐたのである。朝廷は薑孫を捕へんとしたが、脱走して往く所が分らなくなつたので、諸處を搜索し、又其の家族の妻や兒女を殺した。處へ人が朝廷に報告し、薑孫は髮を剃りて僧徒の姿となり、城中に隠れてゐると申出たものがあつたから、愈、僧侶の條流が嚴重となり、來歴の不明な僧は京兆府に捕へられ、新裏頭の僧の慘殺に遇つたものは、三百餘人に及んだといふことである。

潞府留後院在京左街平康坊。潞府押衙薑孫○薑の字體詳ならず、姑く在院知本道事。勅令捉其人、走脱不知去處。諸處尋捉不獲。唯捉得妻兒女等、斬斲破家。有人告報潞府留後押衙薑孫剃髮、今在城僧中隱藏。仍勅令兩街功德使、疎理城中等僧。公案无名者、盡勒還俗、遞歸本貫。○佛書刊行會本に、遞東本在俗上、今改之とあり、今其の殿に從ひ、遞の字を俗の下に移す。諸道州府、亦同斯例。近住寺僧不委。來由者、盡捉京兆府捉新裏頭僧於府中、打斲三百餘人。其走藏者、不敢街裏行也。○本條は九月十三日條

と十一月三日の
條と間に在り、

會昌四年(一五〇四)此の年は廢佛の四年で事件は愈々多く、去年の冬逃げた璽孫は未だ捕縛することが出来なかつたので三月に地方の四名刹に向つて又復制限處分の嚴命を下した。

三月勅下云、代州五臺山及泗州普光王寺終南山五臺鳳翔府法門寺中有佛指節也。竝不許置供及巡禮等。如有人送一錢者、香杖貳拾。如有僧尼等在前件處受一錢者、香杖貳拾。諸道州縣、應有送供人者、當處捉獲香杖貳拾。因此四處靈境、絕人往來、無人送供。准勅、勸責彼處僧人、無公驗者、竝賞打煞具、姓名聞奏。恐路府留後押衙、作僧潛在彼處也。

武宗は年を逐うて佛教を排斥し、僧尼を虐待すると共に、愈道教に歸依し、昭義征服の祈禱も、主として道士をして行はしめた。

爲破路府勅召道士八十一人、又於內裏令作九天道場於露處○下文に據れば或は露高壘八十一張床鋪設精彩。十二時行道祭天尊。乾脯酒肉用祭火羅天。四月一日起首直到七月十五日爲終期。其道場不在屋舍內、於露庭中作法。晴明即日灸雨下即露身○露恐らくは八十一人中、多有著病者也。

獨り此れのみではない。僧侶の預つてゐた宮中の恒例も、今年に至つて變つて來た。それは武宗の誕生日たる六月十一日には、兩街の高僧と道士とを宮中に請じて、齋を設け香を行ひ、將た道佛の論議するのは、毎年の例で、昨年までは、僧侶は道士に較ぶれば、侮辱的待遇を受

けてゐたとは云へ、猶其の儀式に預つてゐたのである。然るに今年は道士のみを請じて、僧侶を請ぜぬことに改めど、こまでも僧侶を排斥した次第である。巡禮記に左の如く記されてある。

國風、毎年皇帝降誕日、請兩街供奉講論大德及道士、於內裏設齋行香、請僧談經、對釋教道、對論義。今年只請道士、不請僧也。看其本色、從今已後、不要僧人入內。

大師は又武宗が六月に金仙觀に幸し、七月十五日に興唐觀に幸した事を録して、

二月〇二は六〇の誤寫、駕幸右街金仙觀。是女觀、々中有女道士、甚有容。天子召見入意、勅賜絹一

疋、遂宣中宣、令修造觀、便通內、特造金仙樓。其觀本來破落、令修造嚴麗。天子頻駕幸。向

後駕幸左街興唐觀。是道士觀、又賜千疋、特令修造銅鑄作聖容、當莊校奇絕。下〇東寺本鐸の二

字あり、今池田本に従ふ、又莊校の語は下文引く所の殿寺の條中にも見ゆ、佛教刊行會本は竝に莊嚴に作り、池田本は庄校と書いてある、今東寺本を検するに、校の字體は校と見えるも、殿とは看えず、無量壽經に奇妙珍異、莊嚴校飾の文あり、莊校は莊嚴校飾の省略した語であらう。城中諸寺七月十五日供養、諸寺作花蠟花餅餅〇餅池田本假花菓樹

等、各競奇妙。常例皆於佛殿前鋪設供養。傾城巡寺隨喜、甚是盛會。今年諸寺鋪設供養、

勝於常年。勅令諸寺佛殿供養花菓等、盡般到興唐觀祭天尊。十五日天子駕幸觀裏。召

百姓令看。百姓罵云、奪佛供養祭鬼神、誰肯觀看。天子脱す、今池田本に従ふ恠百姓不來。

諸寺被奪供養物、恠惶甚也。〇其東寺本其の字に作る誤寫

とあり、又國子監の學士及び進士及第のものをして道教に入らしむる詔を出した事も記されてある。

勅召國子監學士及天下進士及第身有學者令入道教。未嘗有一人入其道者也。○本條は七月と八月との中間に見ゆ。

武宗の即位の頃には進士明經の身を以て度牒を受けて道士となつたものがあつた。會昌元年(一五〇一)六月に右拾遺の王哲が上疏して進士明經を度して道士となさざらんことを請ひしも従はれなかつた事は資治通鑑考異引く所の實錄に見えてゐる。唐會要の尊崇道教の條にも王哲の狀を進めた事が載せられてあるが、不の一字を脱せるため、反對の事實となつてゐる。此に至りては、廣く學士進士をして道教に入らしめんとしたものである。大師が未嘗有一人入其道者と記してゐるのは、或は宗教敵の筆ではあるまいかとも思はれる。兎に角此の詔も舊來の史傳に見えない事である。

今年已來每雨少時、功德使奉勅帖諸寺觀、令轉經祈雨。感得雨時、道士偏蒙恩賞、僧尼寂寥无中。城中人咲曰、祈雨即惱亂師僧、賞物即偏與道士。○本條も七月と八月との中間に見ゆ。朝廷の道佛に對する處置は、何たる偏頗のことである。七八月頃に至り、迫害愈甚しく全國の山房蘭若、其他小寺院等の破壊を命じた。

勅下令毀拆天下山房蘭若、普通佛堂、義井、村邑齋堂等、未滿二百間、不入寺額者、其僧尼等盡勒還俗、充入色役、具令分析開奏。且長安城裏坊內佛堂三百餘所、佛像經樓等、莊校如法、盡是名工所作、一箇佛堂院、敵外州大寺。○敵池田本。適に作る。准勅併除。罄盡諸道天下佛堂院等、不知其數。天下尊勝石幢、僧墓塔等有勅、皆令毀拆。○本條も七月と八月との中間に見ゆ。

九月に昭義の軍平定し、劉稹等の首の京城に徇示せられた時に、武宗をして

(昭義)照儀已破。今未除者。准是天下寺舍○准東寺本池日本並に同兼條流僧尼都未了、○本條の全文は第三章に收む

と曰はしむるに至つた。十月に入ると、又も寺院の破壊僧尼の還俗の勅が出た。

勅令毀拆天下小寺、經佛般入大寺、鐘送道士、觀其所拆寺僧尼、鹿行不依戒行者、不論老少、

書勸還俗、遞歸本貫、充入色役。年老身有戒行者、配大寺。雖有戒行、若是少年者、盡勸還俗、

歸本貫。○池田本冊の上城、中毀拆卅三處小寺、條流僧尼。一准勅文也。○本條は十月に遷の字あり

全國の山房蘭若破壊の敕がありてから、未だ二三月を出でざるに、又此の通である。當時の

僧尼が如何に戦々兢々として不安と危惧とに驅られたかは想像するに難くない。

會昌五年(一五〇五)此の年は廢佛の最後の年で、迫害の上にも迫害を加へられた。佛教

が迫害せられただけ、それだけ道教が尊重せられ、道士の説く所も行はるるやうになつて來

た觀がある。築仙臺と拜南郊とは其の事を證してゐる。

舊唐書の武宗紀の會昌五年の條に、五年春正月己酉朔、敕造望僊臺於南郊壇。時道士趙歸

眞特承恩禮。○中略幸臣李德裕、杜悰、李讓夷、崔鉉、太常卿孫簡等、率文武百寮上徽號曰仁聖文武章

天成功神德明道皇帝。辛亥○三有事於郊廟。禮畢、御承天門、大赦天下。と見え、新唐書の武

宗紀に、五年正月己酉○朔群臣上尊號曰仁聖文武章天成功神德明道大孝皇帝。是日朝獻于

太清宮。庚戌○二朝享于太廟。辛亥○三有事于南郊、大赦。○中作仙臺于南郊、とありて、築仙臺

と拜南郊との紀事が前後してゐる。資治通鑑は新唐書と同じく、五年春正月己酉朔、群臣上

憲覺大師の入唐紀行に就いて

尊號曰仁聖文武章无成功神德明道大孝皇帝。尊號始無道字。中旨令加之。○是時帝崇信道士趙歸真等至親受道籙。故旨令詳臣於尊號中加道字。而不知其所謂道者非善之所謂道也。庚戌上謁太廟。辛亥祀昊天上帝。赦天下。築望仙臺於南郊。と叙してある。大師の巡禮記に據ると、拜南郊の事は正月三日であるが、築仙臺は四年よりの起工で、五年の正月に始まつた譯ではない、落成も三月の事である。此の兩事實に就いても、巡禮記の記す所が甚詳にして異聞が多い。

道士趙歸真等奏云、佛生西戎、教說不生。夫不生者只是死也。化人令歸涅槃。涅槃者死也。盛說无常苦空、殊是妖怪、未涉无爲長生之理。太上老君聞生中國、宗平太羅之天道、遂

无爲自然爲化飛練仙丹。服乃長生廣列神府利益无疆。請於内禁築起仙臺、練身登霞道。

遙九天、庶福聖壽、永保長生之樂云々。皇帝宜依奏○宜恐らくは宜の誤、池田本脱せり、又奏、勅令の字は池田本に據つて補ふ、東寺本なし。勅令

兩軍於内裏築仙臺高五十尺。十月起首、每日使左右神策軍健三千人般土築造。皇帝意

切欲得早成、每日有勅催築。兩軍都虞候把棒檢校。皇帝因行見問内長官曰、把棒者何人。

長官奏曰、護軍都虞候勾當築臺。皇帝宣曰、不要備把棒勾當。須自擔土便交般土。○蝦後時

又駕築臺所。皇帝自索弓无故射煞虞候一人。无道之極也。○十月十一月、出勅云、緣照儀

冠賊已破、朕取來年正月更拜南郊。仍仰百寮曉示諸職、早令排比者。百司准勅修理橋道

街路、不通人馬車牛。城南郊壇特唐修造於壇四面、花幕屈張。○張東寺本、帳に作る。樓閣城營、一切取城

中内裏之樣。百司愴々不已。會昌五年歲次乙丑正月三日、拜南郊。儀仗威儀、一似元年

不許僧尼看。又舊有條流、不許僧尼午後出寺。又不許犯齋鐘及向別寺宿。所以僧人不

得看南郊也。築仙臺欲成就。勅令道士飛練仙丹。道士長趙歸真奏云、有一般仙藥此國全無。但於土蕃國有此藥。臣請自向土蕃採此藥。兩軍中尉不肯、仍奏云、差別人去即得。然趙歸真求仙之長、不合自去。勅依中尉奏、不放去。有勅問求仙用何藥。具色目申奏者。道士奏藥名目、李子衣十斤、桃毛十斤、生鷄膜十斤、龜毛十斤、兔角十斤等。勅令於市藥行覓盡稱無。因此通狀、被打煩惱不徹、遂於諸處求、亦不可得。寒食從前已來、准式賜七日暇。築臺夫每日三千官健、寒食之節、不禁放出。怨恨把器仗三千人、一時銜聲。皇帝驚怕、每人賜三疋絹、放三日暇。三月三日、築臺成就、進仙臺。人君上臺。兩軍中尉諸高班道士等、隨皇帝上。兩軍中尉語趙歸真曰、今日進仙臺了。不知公等求得仙否。歸真低頭不語。見說仙臺高百五十尺、上頭周圍與七間殿基齊。上起五峰樓。中外之人盡得遙見孤山高聳。般終南山盤石作四山崖。龕窟盤道、尅飾精妙。便栽松柏奇異之樹。可笑稱意。便有勅令道士七人於臺上飛練求仙。

以上の事實は優に新舊唐書の補正をなすに足るものである。且又武宗の道教に對する迷信が如何に深かつたかは判定することが出来る。

三月以後は佛寺の莊園を置くを禁じ、寺院の有する奴婢に關する制限的規程を厲行し、殊に還俗すべき僧尼の年齢は次第に高まり、四月一日よりは四十歳以下のものと定め、長安城中毎日還俗するもの三百人あり。十五日に至りて四十歳以下の僧尼はなくなつたといひ、十六日より五十歳以下のものと定め、五月十日に至りて五十歳以下の僧尼までがなくな

つてきたといひ十日よりは五十歳以上のものも、祠部の度牒なきものは、高行齋行を問はず還俗せしめることと定めた。其の間には祠部の度牒あつても、其の度牒が少しにても汚點のあるとか記載上の差異があれば還俗せしむることとした。而かも僧尼の還俗に服せぬものあらば違救罪に問うて死刑に處するとの嚴命を下すに至つたのである。武宗は時々刻々に壓搾して僧侶を全滅し、佛教を廢絶せしめなければ止まない勢である。

又勅下、天下寺舍、不許置莊園、庄恐らくは行又令勸檢、天下寺舍奴婢多少、兼錢物斛斗疋段、一

々詣實佛書刊行會本に、詣恐指字といふ、具錄令聞奏。城中諸寺仰兩軍中尉勸檢諸州府寺舍委中書門下

檢勸。且城中寺舍奴婢三等收身有藝業者業の字東寺本者の下、に在る今池田本に據る軍裏收无業少壯者貨賣老

弱者填宮。奴婢憂哭、父南子北、今時是也。功德使帖諸寺奴婢五人爲一保、中走失一人

者罰二千貫錢。諸寺錢物兼貨賣奴婢贖錢贖東寺本觀に作、今池田本に從ふ、竝皆官收擬充百寮祿料。又

勅、今天下諸寺僧尼年卅已下盡還俗、遞歸本貫。人主又上仙臺勸令音聲人推落左軍中尉

音聲人、不肯推之。勸問朕交推如何不奉。音聲人奏云、中尉是國家重臣、不敢推下。天

子怒、打脊二十棒。在臺上惟道士云、朕兩度上臺、卿等未有一人登仙者何意。道士奏曰、

緣國中尺教與道教竝行、里氣越著、尋於仙道、所以登仙不得。人君宜兩街功德使云、卿知否、

朕若是何師、盡不要也。數日後、勅下、天下僧尼五十已下盡勸還俗、遞歸本貫訖。後有勅云、

天下僧尼五十已上、無祠部牒者、盡勸還俗、遞歸本貫、有祠部牒者、委當州縣磨勸。差殊者、盡

勸還俗、遞歸本貫。城中僧尼委功德使、准此例條流者條東寺本牒に作るは誤寫、中書門下准勸牒諸道訖

城裏僧尼功德使條流甚嚴切、且勘定无祠部牒僧尼之數、具錄聞奏。便帖諸寺合般家具。

其有祠部牒者、惣索將入軍裏磨勘。其祠部牒上、微有點汗處、及生年與功德案入保牒、差殊

者、盡入還俗之數、不差殊者、便收入軍案、不出遂使諸寺僧尼同无告身也。大家皆云、不還俗

身者、不留僧尼之謀、樣收寺奴婢錢物者、毀拆寺舍之兆也。皇帝宣云、般（總）士之坑極深、（佛書刊會本の考）

に土東本作云、池本作出、宜作土字、令人恐畏不安、朕欲得填之。事須祭臺之日、假遣設齋慶

臺惣追兩街僧尼、集左軍裏、斬其頭用填坑者。檢樞卜密奏云、僧尼本是國家百姓。若令還

俗、各自營生。於國有利。請不用追入。請仰本司盡勸還俗、遞歸本貫、充入色役者。皇帝

點頭、良久乃云、依奏者。諸寺僧尼亦聞斯事、魂魄失守、不知所向。（中）功德使帖諸寺、准勅條

流、不許僧尼出寺。事須差家人五六人守寺門、輒不得放僧尼出寺。如有違越者、綱維三老

及典直、并守門人、各決脊杖二十。其出寺僧尼、當時處死者、（中）功德使條流僧尼還俗之事、

商議次第、且令并已下還俗訖。（○上下の文に據るに卅は卅の字の誤、次令五十已還俗○已の下池田本上の字あり、大

令五十已上无祠部牒者還俗。第三番令祠部牒磨勘差殊者還俗、最後有祠部牒不差謬者、

盡令還俗、即僧尼絕也。斯之商議天下大同也。緣准勅行故、從四月一日起、首卅已下僧尼

還俗、遞歸本貫。每日三百僧還俗。十五年卅已下僧尼方盡。從十六日起、首五十已下

僧尼還俗、直到五月十日方盡也。十一日起、首五十已上无祠部牒者還俗。前年已來條流

僧尼、即簡麤行、不依本教者、還俗遞歸本貫。（○還俗の上池田本、今年不簡高行麤行、不論、僧大

德、內供奉也。（○實東寺本池田本並に増に作る佛書刊行、會本に僧東池兩本作増恐非也と云へり、）但到次第、便令還俗。頻有勸問、已還俗者

慈覺大師の入唐紀行に就いて

第一二卷 一七九

多少未還俗者多少催進其數○此の下外國僧に關する事を記す今移して下條の下に收む又帖諸寺牒云如有僧尼不伏還俗者科違勅罪當時決煞者

右の巡禮記の文中に、武宗の言として、兩街の僧尼を追うて、左軍裏に集め、其の頭を斬りて土坑を填めんとの語あるは、亂暴といふも餘りに甚しきことであるから、或は武宗を惡しざまに言ふものゝ虚構で、大師は深く其の虚實を確めずして書いたものであるまいかとの疑をなすものもあらう。然し前後の事實を綜合して考ふれば、必ずしも虚構でないやうである。現に上文の築仙臺の條に武宗が何等の罪なき都虞候を射殺した事がある。又本條の上文に武宗は音聲の人をして臺上より左軍中尉を推し落さしめんと命じた事などもある。其の外にも之に類した暴虐無道のことば巡禮記の中に散見してゐる。由來武宗は豪邁の風であるが、發作的精神は時に常態を失はしめ、殊に會昌四五年以來は甚しかつたやうである。舊唐書の武宗紀會昌六年（一五〇六）三月壬寅朔日の武宗不豫の條下に、帝重方士、頗服食修攝親受法籙。至是藥躁喜怒失常。とあり、資治通鑑の會昌五年（一五〇五）十月の條に、上餌方士金丹性加躁急喜怒不常。冬十月、上問李德裕以外事。對曰陛下威斷不測。外人頗驚懼。曩者冠逆暴橫。固宜以威制之。今天下既平。願陛下以寬理之。但使得罪者無怨、爲善者不驚、則爲寬矣とも見える。武宗の性行の躁急にして喜怒常なく、威斷測られざることは舊唐書資治通鑑の並に傳ふる所である。大師の巡禮記の紀事は二書の爲に具體的證明を與へ、事實的注脚をなしたと謂つても宜し。

武宗の壓迫は獨り内地僧のみならず、外國僧にも還俗を命じて、本國に歸らしむることにした。大師は久しく歸朝の志ありて幾度となく請願したが許可せられなかつたのである。然るに今や廢佛の厄が縁となりて、歸朝の機會を得たのは、悲喜交至つたことであつたらう。大師は此の事を記して、

外國僧未入條流之例。功德使別聞奏取裁。有勅云、外國等僧の上恐らくは若無○祠部牒者亦勅還俗遞歸本國者。西國北天竺三藏難陀在大興善寺、南天竺三藏寶月兼弟子四人於中天成業、竝解持念大法、律行精細、博解經論、在青龍寺、竝無○唐國祠部牒。新羅僧亦無○祠部牒者多。日本國僧圓仁惟正亦無○唐國祠部牒。功德使准勅配入還俗例○中聞此事裝束東文書所寫經論持念教法、曼荼羅等、盡裝裹訖。文書兼衣服、都有四籠、便買三頭驢待處分來。心不憂還俗、只憂所寫聖教不得隨身將行。又勅切斷佛教、恐在路諸州府檢勘得實科違勅之罪。十三日使帖來。當時僧無○祠部牒者卅九人、數內有日本國僧兩人名○中三網三老等來相憂云、遠涉求法、遇此王難、應不免改服。自古至今、求法之人、足有○郭難○會本○佛書刊行○定字歟○とあり、請安排也。不因此難、則無因歸國。且喜將聖教得歸本國、便令本願。都維那僧法遇贈檀龕像一軀、以充歸國供養。晚際辭○二寺僧了、便着俗衣。十四日早朝、入京兆府請公驗、恐无公憑在路難爲歟。西國三藏等七人、亦同在府請公驗。府司判與兩道牒、仰路次差人遞過。然從會昌元年已來、經功德使通狀請歸本國、計百有餘度。又會屬數箇有力人、用物計會、又不得去。今因僧尼還俗之難、方得歸國一悲一喜。

とあり。かくて大師は五月の十五日長安を出發して歸朝の途に就いたのである。六月廿三日河南道泗州の盱眙縣巡禮記に盱眙を煦貽或は尙貽と書す、今の安徽泗州盱眙縣東北から揚州に至る途次、一翰林博士に遭遇して、長安の廢拂の近況を聞いた儘を記してある。

有翰林博士、貶下爲外州司馬、因相見云、五月廿九日離長安。在城之時、城中僧尼遷俗已盡。准勅、每寺留三綱、勘檢錢物、待官家收寺、錢物已後、擬令遷俗云々。諸寺見下手毀拆、章敬青

龍安國三寺、通爲內園云々。

此に據れば五月廿九日の頃は長安城中の僧尼は略遷俗し盡くして廢佛の殘務の時期に近づいてゐたのである。

大師が長安に在りて親しく見聞した長安城中の廢佛の事は、以上述べ來つた通であるが、更に歸朝の途上各地方に於て、見聞した紀事が、又廢佛詔勅の如何に地方に實施せられてゐたかは知ることが出来る。

泗州 泗州は唐の時には河南道に屬し、今の安徽泗州盱眙縣の北一里に在つた。大師の此の地に著いたのは六月の廿二日であつた。

廿二日、到西州西は泗州の誤寫、州管在徐節度府。泗州泗も泗州の誤寫、普光王寺是天下著名之處。今者莊園、錢物、奴婢字衍、盡被官家收檢、寺裏寂寥、无入來往。州司准勅、欲擬毀拆。

揚州 揚州は唐の時には淮南道に屬し、今の江蘇の揚州府である。大師の揚州に到つたのは六月廿八日であつた。

廿八日、到揚州、見城裏僧尼、正裏頭、遮歸本貫、擬拆寺舍。錢物莊園鐘等官家收檢。近勅有牒來云、天下銅佛、盡毀碎、稱量斤兩、委鹽鐵司收管、訖具錄聞奏。

登州。登州は唐の時には河南道に屬し、今の山東登州府蓬萊縣治である。大師は八月十六日に登州に著いた。

十六日、到登州、見蕭端公新來赴任。又有勅云、天下金銅佛像、當州縣司剝取其金、稱量進上者。中略。

登州者、大唐東北地極也。枕乎北海、臨海立州。々城去海一二許里。雖是邊地、條流僧尼、毀柝寺舍、禁經毀像、收檢寺物、共京城無異。況乃就佛上剝金、打碎銅鐵、佛稱其斤兩、痛當奈何。天下銅鐵佛、有何限數。准勅盡毀滅化塵物。

八月廿四日、登州の文登縣に至つた。文登縣は今の登州の文登縣治である。廿七日に勾當新羅所に赴いた。勾當新羅所は文登縣青寧郷に在り、縣治を去ること東南七十里であつた。大師は此に逗留して日本行の船を待つてゐたのであるが、其の間に種々廢佛上の公文に接した。

廿四日、到文登縣。中略。廿七日、到勾當新羅所。中略。十日、後得州牒云、其僧等。且委安存。

若有過往日本國船、即任意東西者。近有勅云、下還俗僧尼、潛服各仰本州縣盡收焚燒、恐衣冠親播らくは誤字であらう、東寺本字體明らかでない、恐持勢隱在私家、竊披緇服、事須切加收檢、盡皆焚燒訖聞奏。如焚燒已後、有僧尼將緇服不退出、巡檢之時、有此包者、准勅處分者。諸州

縣准勅牒諸坊諸卿收僧尼衣服將到州縣盡焚燒。又有勅令天下寺舍奇異寶珮珠玉金銀、仰本州縣收檢進上。又有勅云天下寺舍僧尼所用銅器鐘磬釜鐺等委諸道鹽鐵使收入官庫。且錄聞奏者○且は具有勅斷天下獨脚車、條流後有人將獨脚車行者當處決煞。緣天子信道士教獨脚車、搥破道中心、恐道士心不安歟。有勅斷天下猪黑狗黑驢牛等。此乃道士著黃恐多黑色厭黃令滅歟。令近海州縣進活獺兒。未知其由。近有勅令諸道進年十五歲童男童女心膽。亦是被道士誑惑也。

以上は大師の長安及び地方に於て見聞した廢佛の狀況である。實に記述の委曲を極めたもので、其の文筆の堪能も驚くべきものである。

結果 廢佛の結果とも觀るべき事も記されてある。

唐國僧尼本來貧。天下僧尼盡令還俗。作俗形无衣可著。无物可喫。艱窮至甚。凍餓不徹。便入鄉村。劫奪人物。觸處甚多。州縣捉獲者皆是還俗僧。因此更條流已還俗僧尼勘賣更佛。

書刊行會本の考に、更下恐脫甚字とあり本條は九月廿二日の前に在り

一時強制の還俗は多數の強竊盜を生ずるに至つたのである。

今一つ特筆すべきことは、上述の通長安は勿論、各地方とも敕を奉じて廢毀したるに拘はらず、黃河以北の藩鎮中には、其の詔を奉ぜなかつたものもあつた事である。大師は十一月三日の條の續に、其の事を記してゐる。

三四年已來、天下州縣准勅條流僧尼還俗已盡。又天下毀拆佛堂蘭若寺舍已盡。又天下

焚燒經像僧服罄盡。又天下剝佛身上金已畢。天下打碎銅鐵佛稱斤兩收檢訖。天下州縣收納寺家錢物莊園收家人奴婢已訖。唯黃河北鎮幽魏路等四節度元來敬重佛法不毀拆寺舍○此の句東寺本は不拆會に作る今池田本に従ふ不條流僧尼佛法之事一切不動之。頻有勅使勘罰云天子自來毀柝焚燒即可然矣。臣等不能作此事也。

黃河以北の鎮幽魏路等四節度とあるは、唐代の藩鎮中最も驕縱跋扈の歴史を有した河朔の三鎮と澤潞とである。三鎮は河北道に屬し澤潞は河東道に屬してゐたが、孰れも黃河以北である。鎮は或は鎮冀とも云ひ成徳の節度使の事て、其の軍衙は鎮州に在つた、即ち今の直隸の正定府の恒州である。幽とは廬龍の節度使の事て、其の軍衙は幽州に在つた、即ち今の直隸順天府大興縣の西南である。魏とは魏博の節度使の事て、其の軍衙は魏州に在つた、即ち今の直隸大名府大名縣である。潞は澤潞とも云ひ、即ち昭義軍の節度使て、軍衙は潞州に在つた、今の山西潞安府の潞州である。此等の四節度使が寺舍を毀柝せず僧尼を還俗させなかつた事は、大師の傳聞に係りて目撃した譯ではないが、當時の事情より觀測すれば實際の事であつたらうと思はれる。天子自來毀柝焚燒即可然矣。臣等不能作此事也との語の如きは、實に善く驕將の倨傲を寫して躍如たらしむるものがある。但し昭義の節度使の劉從諫劉稹の叛亂死に就いたのは、昨年の事であるから廢佛の敕を奉ぜなかつたのは、其の以前の事であると言ふまでもない。又資治通鑑には五年八月の廢佛の條の續に「五臺僧多亡奔幽州。李德裕召進奏官謂曰、汝趣白本使。五臺僧爲將必不如幽州將、爲卒必不如幽州卒。」

何爲盧取容納之名染於人口。獨不見近日劉從諫招聚無算閑人。竟有何益。張仲武乃封二刀村居庸關曰有游僧入境則斬之。主客郎中韋博以爲事不宜太過。李德裕惡之出爲靈武節度副使。とある。是は幽州即ち盧龍の節度使張仲武が李德裕の言を納れて外來の僧を防止だ事を記したものであるが其の裏面には是まで多くの五臺逃亡の僧を入れてゐたことを表白すると共に管内の寺院僧侶を保護してゐたことを證據立て、大師の巡禮記の文と相映發してゐるものである。

之を要するに大師は會昌の初より長安に在り其の身に直接關係を有する一大厄運に遭遇したのであるから見聞も切に注意も深く其の上に文章も達者で而かも日記に忠實であつたから巡禮記は廢佛の源頭より書き起し五ヶ年間に渉る逕路を逐一叙し來りて細大遺さずとも謂ふべき位で夫舊唐書以下の從來の史傳の簡短に將た概括的に記載してゐるものとは無論比較にはならない。殊に所載の事項は極めて要領を得取り分け吾人の敬服して措かざるものは専ら當時の敕牒の文を采りて書かれたものが多いことである。此等は巡禮記の史的價值の大なる點で會昌廢佛の真相を窺ふことを得るのは獨り巡禮記の一書あるのみと謂ふも決して過稱ではあるまいと思ふ。

(未完)